

## 医学論文及び学会発表における個人情報保護に関する指針

2023年3月 初版

日本医真菌学会

患者の個人情報保護を含む倫理的配慮は、医師及び医療専門職・関係者に求められる重要な責務である。医学論文あるいは学会において発表される症例報告や学術報告は、医学・医療の進歩に貢献し、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしてきた。一方で、特に症例報告においては、特定の個人が有する疾患やその治療内容に関する情報が記載されることが多く十分な配慮を要する。

日本医真菌学会における学術報告では、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号 令和4年3月10日一部改正）による規定を遵守し、できる限り個人が特定されないよう以下の点を遵守することをすべての会員に求める。

1. 個人を特定することが可能な氏名、イニシャル、「呼び名」、入院番号は記載しない。
2. 住所は記載しない。生活史に関連する固有名詞はアルファベットを用いる（A市、B社など）。
3. 特に必要がない場合は、実年齢は記載せず、〇歳代等と表示する。
4. 日付は、疾患の経過を知る上で必要となることが多いことから、個人が特定できないと判断される場合は月日を記載してよい。年については、発表者の関わり開始をX年とし、X+1年、X-1年といった記載を用いる。
5. 他の情報と診療科名を照合することにより個人が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
6. 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。C病院、D市などとする。発表者が診療を行った施設は「当院」「当科」と表現する。
7. 顔写真を提示する際には目を隠す等、個人を特定できないように配慮する。
8. 症例を特定できる画像情報、剖検等に含まれる番号などは削除する。
9. 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身(または遺族か代理人、小児では保護者)から得るか、倫理委員会の承認を得る。

### 参考資料

- ・改正個人情報保護法（令和2年、令和3年）
- ・一般社団法人日本医学会連合「各学会活動における個人情報の取り扱いと配慮について」 <http://www.jmsf.or.jp/files/privacy01.pdf>